

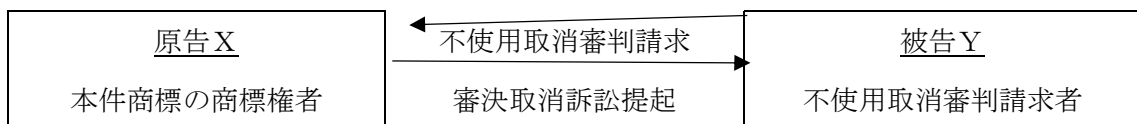
滋賀新聞事件

新聞の電子版は第9類の「電子出版物」であって第16類の「新聞」ではない。
休刊のお知らせへの商標の使用は、将来復刊したときに備えての商標には当たらないとされた事例

知財高裁令二（行ケ）一〇〇九五、滋賀新聞事件、令三・一・二六判決
参照条文 商標法二条三項八号・五〇条一項

事案の概要

原告Xは本件商標（滋賀新聞・登録第2127589号）の商標権者であるところ、被告Yは、令和元年8月9日、本件商標登録を不使用を理由に取り消すことを求めて審判の請求をし、特許庁は、本件審判の請求を、令和元年8月23日に登録し、取消2019-300623号事件として審理をした上で、令和2年7月15日、「登録第2127589号商標の商標登録を取り消す。」との審決（本件審決）をしたので、原告が本件審決の取り消しを求めて出訴したのが本件訴訟である。



（本件商標）

商標権者 原告X

登録番号 第2127589号

指定商品 第16類「新聞」

商 標



判決の要旨

(1) 原告は、本件ウェブサイトにも本件商標を付すことが、商標法2条3項8号の「商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」に当たると主張する。

本件ウェブサイトの記載内容は、前記1(3)のとおりであるところ、トップページにある本件記載は、本件新聞が休刊したことを記載したものであり、本件新聞が復刊するなどの告知はない。本件ウェブサイトの各記載は、このような本件記載がトップページに記載されている本件ウェブサイトを見た者をして、本件新聞を新たに購読しようなどと思わせる記載内容ではないから、本件ウェブサイトが本件新聞の「広告」であるということとはできない。このことは、「休刊」が、「新聞・雑誌など定期刊行物が発行を休むこと」を意味する(甲10)とされ、「新聞・雑誌など定期刊行物の発行を廃止すること」を意味する「廃刊」(甲11)と異なる意味を有するとしても、左右されないし、また、本件ウェブサイトが現在に至るまで一定数のアクセスがあるとしても、左右されない。

(中略)

本件商標の指定商品は、第16類「新聞」であり、商標法施行令の別表では、「第16類」は、「紙、紙製品及び事務用である。また、商標法施行令の別表の「第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気

制御用の機械器具」には、「電子出版物」が含まれる（商標法施行規則の別表第9類）。

これらによると、第16類の「新聞」とは、紙媒体のものを意味し、電子出版物を含まないと認められるから、本件商標についても、電子出版物ではなく、紙媒体の「新聞」において、要証期間内に使用されたことが原告によって立証される必要がある。

原告は、各新聞社及び需要者（購読者）は、紙版の「新聞」と電子版の「新聞」をいずれも「新聞」と認識するから、電子版の「新聞」も第16類の「新聞」に含まれる旨主張するが、原告のこの主張は、紙媒体と電子版を峻別している商標法施行令及び商標法施行規則の各別表に反するものであり、採用することはできない。

解 説

本件の不使用取消審判請求は特許庁において令和元年8月23日に登録されましたので、原告が使用を立証する期間（要証期間）は、同日から3年前の平成28年8月23日から令和元年8月22日までです（商標法50条2項）。原告はこの期間に本件商標を使用した事実を証明しなくてはなりません。ところが、原告は、平成16年2月14日に「滋賀新聞」を発刊した後、同19年2月24日号をもって同新聞を休刊しています。原告は、発刊日から現在まで、過去に刊行された本件新聞の各号を誰でもが無償で読めるように、「滋賀新聞ウェブサイト」（本件ウェブサイト）を開設して、本件商標を表示するとともに、各号の電子データを掲載しており、最新の本件ウェブサイトのトップページには、本件商標を付するとともに、過去号の電子データを掲載し、さらに休刊のお知らせが掲載されています。そこで、原告は、① 休刊は廃刊とは異なるのだから、休刊のお知らせは将来復刊されることを知らしめ、復刊時の広告宣伝であるから、商標法2条1項8号の広告的使用をしたものである、② 本件ウェブサイトは過去号を無償で読めるようにしたものであり、そこにおける本件商標の表示は「新聞」についての使用である、と主張しました。

これに対して、判決は、ア）休刊のお知らせには復刊する旨の告知はなく、

本件新聞を新たに購読しようと思わせるような内容ではないから、将来復刊したときに備えての広告宣伝にはならない、イ) 本件ウェブサイトは過去号を掲載しているが、過去号は第9類の「電子出版物」であって第16類の「新聞」ではないから、本件ウェブサイトに本件商標を掲載していても本件商標の「新聞」への使用事実には当たらないとしました。